

期 末 試 験 解 答 ・ 解 説

授業科目名	法理学	2018 年度 : 後期	
		定期試験期間外	
担当教員名	足立英彦	試験日・時間	1 月 31 日 (木)
			14 : 45 ~ 16 : 15

1. 次の語句を説明しなさい。(各2点)

(a) トートロジー (恒真式)

解答 トートロジーとは、原子式の真理値の組み合わせにかかわらず常に真となる式のことである。

(b) 不自由

解答 不自由とは、作為が命じられている (義務づけられている)、または不作為が命じられている地位のことである。

(c) 可能世界の完全性

解答 ある可能世界が完全であるとは、任意の命題 X が、その可能世界で真か偽のいずれかの値をとるということである。いいかえれば、いかなる事柄に関してもそのありようが決まっているということである。

解説 排中律 (任意の命題 X について、 $X \vee \neg X$ が真) が成り立つ世界のことである。

(d) 責務

解答 責務とは、権限を有する者が定めた規範に従わなければならない地位、いいかえれば、権限を有する者の指示に服従しなければならない地位のことである。

(e) 制度的保障

解答 制度的保障とは、制度を保障することであるが、制度は規範の集合なので、規範の集合を保障することでもある。また、規範は制度的行為によって定められるが、この制度的行為は、規範を定める権限を授權規範によって与えられている者だけが行うことができる。したがって制度的保障は、授權規範を保障することによって規範を制定するという制度的行為を保障することでもある。

(f) 排他的規範競合

解答 規範の競合とは、複数の規範のそれぞれの要件が一部または全部一致することである。このような場合、一つの事実に対して複数の規範が関係することになるので、どの規範が適用可能なかを検討しなければならない。この規範競合の一種である排他的規範競合は、一方の規範の要件が他方のそれより特殊であるとみなせる場合の規範競合のことである。一方の要件が他方のそれより特殊であるとは、前者に該当する事実の集合が、後者に該当する事実の集合の部分集合であるということである。両者のこのような関係は、前者の要件に、後者の要件を構成する条件がすべて含まれ、さらに前者には少なくとももう一つ別の条件が含まれる場合に成立する。法規範に関してこのような競合があり、より特殊な要件に該当する事実がある場合には、「特別法は一般法を破る」という原則に従い、より特殊な要件を定める法規範が適用され、より一般的な要件を定める法規範は適用されない。

2. 次の問に答えなさい。(各5点)

- (a) 義務様相の六角形を描きなさい。ただし義務演算子は O だけを使い、「 \sim が \sim をする」という命題を V とする。六角形のそれぞれの頂点に位置する規範間の相互関係の種類も明記せよ。

解答 図は省略^{*1}。1つの誤りごとに1点減。作為義務(命令)と不作為許可, 不作為義務(禁止)と作為の許可, 自由と不自由は否定の関係にある。作為義務と不作為義務, 不作為義務と自由, 自由と作為義務は反対の関係にある。不自由と作為許可, 作為許可と不作為許可, 不作為許可と不自由は小反対の関係にある。作為義務は作為許可と不自由を含意し, 不作為義務は不作為許可と不自由を含意し, 自由は作為許可と不作為許可を含意する。

- (b) 「 V をすることが許されている」という命題が偽である場合, 義務様相の六角形の他の5つの頂点に位置する規範の真理値を書け。

解答 OV (作為義務): 偽, $O\neg V$ (不作為義務): 真, $\neg OV$ (不作為許可): 真, $OV \vee O\neg V$ (不自由): 真, $\neg O\neg V \wedge \neg OB$ (自由): 偽。

解説 問は $PV(\neg O\neg V)$ が「偽」の場合であることに注意。

3. 次の文を, 様相を意味する語や記号を用いずに言い換えよ。(各2点)

- (a) 「ある世界 w で V は必然的である」が真である。

解答 w から到達可能なすべての可能世界で V は真である。

- (b) 「ある世界 w で V は可能である」が真である。

解答 w から到達可能な少なくとも一つの可能世界で V は真である。

- (c) 「ある世界 w で V は禁止されている」が真である。

解答 w から到達可能なすべての理想世界で V は偽である。

解説 禁止は義務様相であるので, 単なる可能世界ではなく, 「『理想』世界」という語を使わなければならない。

- (d) 「ある世界 w で V は自由である」が真である。

解答 w から到達可能な少なくとも一つの理想世界で V は真であり, その理想世界と異なり, w から到達可能な少なくとも一つの理想世界で V は偽である。

解説 可能世界は整合的であるので(そうでなければ個々の可能世界においてあらゆる命題が真になってしまう), V と $\neg V$ が同時に真となる(V が真であり, 同時に偽でもある)ような世界, すなわち非整合的な世界は可能世界ではなく, したがって理想世界でもない。したがって, 上記解答の「その理想世界と異なり」という部分が重要である。

4. 私人の権限と国会の権限について説明した上で, 両者の共通点と違いについても説明しなさい。(20点)

解答 私人が有する権限と国会が有する権限は, ともに規範を創造する権限であるという点では同じである。また, その権限によって他者になんらかの義務を課す場合, その義務を課される他者の同意を必要とするという点も同じである。

他方, 私人が有する権限は, 特定の人を義務づける個別規範(契約)を定める権限であるのに対して, 国会が有する権限は, 不特定のすべての人を義務づける一般規範(法律)を定める権限である。この違

^{*1} ヤン・C・ヨエルデン(足立英彦訳)「義務を超える(功徳的)行為 [supererogation] の論理について」金沢法学 56 巻 1 号 (2013 年) 81 頁の図を参照してください。

いには、同意のあり方の違いが反映している。私人は、義務を負う特定の相手方の同意を得てはじめて、その相手方を義務づけることができる。私人が不特定のすべての人から直接同意を得ることは、個人の能力の限界を考慮すれば事実上不可能であり、したがって私人に一般規範を定める権限を与えることは不可能である。これに対して現代の民主主義国家の国会は、国民が選挙を通して選んだ国会議員で構成されており、その過半数の議員が定める法律には、その議員を選んだ国民の、したがって相対的多数の国民の間接的な同意が与えられているとみなすことができる。このことを主要な根拠として、国会には一般規範を定めることによって不特定のすべての人を義務づける権限が与えられているのである。

5. 個別事例に対する法的な判断が正当であると評価されるために、その判断はどのような条件を満たしていなければならないか。(5点)

解答 ある個別事例に対する規範的判断が正当であるためには、論理的な推論の結果であること、その論理的推論の前提に少なくとも一つの全称量化された条件つき命題が含まれていること、論理的推論の前提がすべて真であること、という3つの条件が満たさされることが必要である。

6. 類推推論と反対推論について説明しつつ、両者の違いを指摘しなさい。(15点)

解答 ある法令がある特定の要件(T)にある特定の法的効果(V)を結びつけている場合に、TではないがTと類似しているSを要件、Vを効果とする命題($\forall x(Sx \rightarrow Vx)$)を形成することが類推推論であり、TではないSを要件、Vの否定($\neg V$)を効果とする命題($\forall x(Sx \rightarrow \neg Vx)$)を形成することが反対推論である。同じSという要件を満たす事例に対して、前者ではV、後者ではVの否定を結び付けている、つまり同じ事実に対して真逆の効果を発生させるという点で両者は異なっている。

解説 類推推論の場合、Tと類似している事例にVという効果を結びつけることを正当化する論拠の一つが法令である(もう一つの論拠は平等原則)のに対して、反対推論の場合、法令は論拠ですらない、という点を説明できればなお良い。類推推論と反対推論の説明に各5点、違いに5点を配点した。

7. ラートブルフの法理論における法の目的について説明せよ。

解答例

ラートブルフによれば、文化は価値を実現するという意味を有する所与または現実であり、その例として学問(的業績)、道徳(道徳的な行為・人格)、芸術(作品)が挙げられる。学問・道徳・芸術は、それぞれ、真・善・美という絶対的価値を実現しようとする所与である。これらは、真・善・美という絶対的価値そのものではないが、少なくともそれらを実現しようとしているものとして捉えられる。

法も文化の一種であり、正義という価値を実現しているか否かはともかく、少なくとも正義に奉仕するという意味を有する現実であるとされる。これは言い換えれば、立法者は、自分が「正義(にかなっている)」と思う内容を法律として定め、裁判官に代表される法適用者は、自分が「正義」と思う法解釈をしなければならない、ということである。

では、法が実現すべき正義とはどのような価値であるのか。ラートブルフはアリストテレスの正義論に依拠してこれを説明する。すなわち、正義とは平等(Gleichheit = 同じこと)であり、これは、交換的正義(平等)と分配的正義(平等)に分けられる。交換的正義とは、2者間で負担や便益が等しいことである。これに対して分配的正義とは、「等しき者は等しく扱え」という標語で表される原理であり、同じ性質を有する者に、同じ負担や便益を配ることを意味する。ラートブルフによれば、交換的正義は、当事者を「等しい者」とみなす分配的平等の作用を前提とするので、交換的正義より分配的正義の

方がより根源的であるとみなされる。

以上で述べたように、法は正義に奉仕するという意味を有する現実であり、この正義の最も根源的なものは、「等しき者は等しく扱え」という原理である。ところで、等しき者を等しく扱うことを要求する分配的正義の原理は、人々が有するどのような性質に着目して、「等しい者」を決めるのか、また、そのようにして選ばれた「等しい者」の集団をどのように扱うべきなのかについては、何も語らない。この「性質」と「扱い方」は、その法がどのような目的を実現しようとするのかによって決まる。しかしラートブルフによれば、法は、絶対的価値である真・善・美を直接に実現することはできない。法は、個人の人格または個人の集合の人格に奉仕することを通して、間接的に絶対的価値に奉仕する。法は、個人または集合の人格に「権利」を与えることによって、すなわち、道徳的義務を果たそうとする者に、その義務履行を妨害しないよう他者に求める権利を与えることによって、個人または集合の人格が、それぞれの義務履行をよりよく果たせるようにすることができる。したがってラートブルフは、個人の人格を法が最も奉仕すべき対象とみなす「個人主義的見解」と、集合人格をその対象とみなす「超個人主義的見解」を区別する。

善は、個人または集合人格が道徳的な義務を自らに課し、それに従うことによって実現される価値である。したがって、法は、個人人格または集合人格に権利を与え、それぞれが道徳的義務をよりよく果たすことを助けることによって、善という絶対的価値に間接的に奉仕することができる。では、個人または人々の集合は、どのような義務を自らに課すべきであろうか？ ラートブルフは、真または美という絶対的な価値の実現を目指すこと、すなわち学問や芸術といった文化的な活動に従事することを義務とすべきとする見解を、すなわち、そのような義務に奉仕するための権利を個人または集合に与えることを法の最大の目的とみなす「超人格的見解」が第三の見解としてありうることを指摘している。

すでに述べたように、ラートブルフによれば、法は正義に奉仕するという意味を持つ現実であり、正義の根源は分配的正義であるが、誰をどのように扱うべきか、すなわち法の内容は、それが実現すべき目的によって異なる。個人または集合人格に権利を与え、そのことによって個人が善を実現することを助ける個人主義的見解または超個人主義的見解をとるか、それとも個人またはその集合が文化的活動によって真・美を実現することを助ける超人格的見解をとるかによって、法的な規律の内容も異なる。そしてラートブルフは、価値相対主義の立場にたって、この三つの見解のどれが最も正しいかについては、学問的に「確認」することはできず、最終的には誰かが、すなわち立法者や法適用者が「確定」しなければならない、と主張した。

解説 この問題は事前に予告した。法は真・善・美という絶対的価値に直接には奉仕できないこと、しかし、善の担い手である個人人格または集合人格が、真・美の担い手である文化作品に奉仕することによって間接的にそれらに奉仕できること、どれを最も優先するかは、ラートブルフが依って立つ相対主義においては学問的な正解がなく、どれか一つを選ぶことを決めなければならないこと、以上の点が書けていれば正解とした。軽微な誤り一つごとに2点減。

以上

講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば、答案用紙に記入してください。(任意)

回答 毎回の授業が法理学の授業全体の中でどのように位置づけられるのかが分かりにくいことがあった、という趣旨の指摘がありました。次年度以降は気をつけます。

参考情報（2019年2月15日現在）

● 期末試験結果

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	期末試験平均点	総合平均点
15	10	5	50.7	68.9

期末試験上位得点者: 74点1名, 70点1名。

● 総合評価

S(110-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-60)	不可	放棄
2	3	1	1	3	5

総合上位得点者: 102点1名, 96点1名